

企業の未来につながる労働法 こぼれ話

姫路みらい社労士事務所 代表 田中 美和



第35回 女性活躍推進法について（後編）

はじめに

第34回の女性活躍推進法について（前編）に引き続き、今回は女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」のお話です。

「えるぼし認定」は、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を評価・認定する制度です。えるぼし認定とその取得メリットについて解説します。

1. えるぼし認定とは

えるぼし認定は、女性活躍推進法に基づいて一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みが優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度です。認定を受けた企業は、「えるぼし」という愛称の認定マークを使用することができます。

えるぼし認定の基準は、採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコースの5項目です。

- (1)採用：男女の採用競争倍率が同程度であることが求められます。つまり、男女平等に採用の機会が与えられているかどうかを評価します。
- (2)継続就業：女性従業員の勤続年数や継続雇用割合が男性と比較して一定以上であることが基準となります。具体的には、女性の平均継続勤務年数が男性の7割以上、または女性の継続雇用割合が男性の8割以上であることが求められます。
- (3)労働時間等の働き方：従業員の時間外労働と休日労働の合計時間が月45時間以内であることが基準です。これは、長時間労働の是正と働き方改革の推進を評価するものです。
- (4)管理職比率：女性管理職の割合が産業平均値以上であること、または直近3年間で女性管理職比率が上昇していることが求められます。
- (5)多様なキャリアコース：中小企業の場合、直近3年間で以下のいずれか1項目以上の実績が必要です。

- 女性の非正社員から正社員への転換
- 女性のキャリアアップにつながる雇用管理区分間の転換
- 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- 30歳以上の女性の正社員としての採用

これらの基準の達成状況に応じて、1から3までの3段階の認定があります。

さらに、2020年6月からは、えるぼし認定を受けた企業のうち、特に優良な取り組みを行っている企業を対象とした「プラチナえるぼし」認定も設けられました。

えるぼし認定を取得することで、企業には、企業イメージの向上、優秀な人材の確保、従業員のモチベーション向上のようなメリットがあります。上記に加え、本コラムでは、その他のメリットをご紹介します。

(1)公共調達における加点評価

認定企業は、公共調達で加点評価の対象となります。

これにより、公共事業の受注機会が増える可能性があります。

(2)助成金の活用

えるぼし認定を受けた企業は、「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）」を受けることができます。この助成金は、女性の活躍推進に取り組む企業を支援するものです。

(3)その他のメリット

えるぼし認定を受けた企業は、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が実施する「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。

えるぼし認定を取得することで、中小企業は公共調達での優位性、助成金の獲得、低金利融資など、多くのメリットを享受できます。これらの優遇措置は、企業の成長と女性活躍の推進の両立を支援するものです。

おわりに

えるぼし認定の取得は、単なる認定や助成金の獲得以上の価値があります。えるぼし認定の本来の目的は女性の活躍推進にあることを忘れてはいけません。認定取得を目指す過程で、自社の女性活躍の現状を分析し、改善に向けた具体的な行動計画を立てることが重要です。これにより、長期的には優秀な人材の確保や企業イメージの向上にもつながり、企業の持続的な成長に寄与するでしょう。次回は介護離職防止のための職場環境整備について解説します。



姫路みらい社労士事務所

内容に関するお問い合わせは……

姫路みらい社労士事務所 〒671-1262 姫路市余部区上余部194-9

info@himeji-mirai.com ホームページ：https://himeji-mirai.com